

第5章 障がい児福祉計画

第1節 基本指針

(1) 障害児福祉計画とは

「障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の第 1 期障がい児福祉計画は、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

第 1 期障がい児福祉計画では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量及び確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

第 1 期障がい児福祉計画では、国の基本指針に基づき以下の点について、概ね 2020 年度を目標年度として成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none">■ 児童発達支援センターの設置■ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築■ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保■ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

③ 児童福祉法に基づく障がい児のサービスの見込量と確保のための方策

児童福祉法における障がい児への通所サービス及び相談支援について、見込量等を定めます。

第2節 成果目標

平成 30 年 4 月から施行される改正児童福祉法では、障がい児ニーズの多様化へのきめ細やかな対応を図ることとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象拡大が行われるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市においても「障がい児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

本市においては、一連の制度改正に対応し、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく福祉サービスとして国が定める「障害児支援の提供体制の整備等」について成果目標を定め、必要となる施策の充実や環境の整備を図っていきます。

1 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

【国の指針】児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所設置。

【市の目標】本市では、児童発達支援センターが既に 1 か所設置されており、今後も地域の中核的な施設としての機能を充実させるよう、関係機関との連携を引き続き推進します。

【実績値】	【目標値】
2017 年度 平成 29 年度 (箇所)	2020 年度末 (箇所)
1	2

(2) 保育所等訪問支援

【国の指針】保育所等訪問支援を利用できる体制を市町村で構築。

【市の目標】本市では、事業所により実施されておりますが、今後も現体制を拡充させ、2020 年度末までに 2 箇所の設置を見込みます。

【実績値】	【目標値】
2017 年度 平成 29 年度 (箇所)	2020 年度末 (箇所)
1	2

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

【国の指針】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を市町村に少なくとも1カ所確保。

【市の目標】 主に重症心身障がい児の発達支援を行っている市内の事業所は現在ありませんが、市内における設置を検討する事業所への情報提供と支援を行うなど設置に努めます。

【実績値】	【目標値】
2017年度 平成29年度 (箇所)	2020年度末 (箇所)
0	1

(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

【国の指針】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを市町村に少なくとも1カ所確保。

【市の目標】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを行っている市内の事業所は現在ありませんが、市内における設置を検討する事業所への情報提供と支援を行うなど設置に努めます。

【実績値】	【目標値】
2017年度 平成29年度 (箇所)	2020年度末 (箇所)
0	1

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【国の指針】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置。

【市の目標】 本市では、現在も協議の場が設置されています。今後とも、医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図ります。

【実績値】	【目標値】
2017年度 平成29年度 (箇所)	2020年度末 (箇所)
1	1

第3節 障がい児支援サービスの事業量見込み

実績は各年度末現在（ただし平成29年度は見込み）

障害のある子どもを対象とした事業は、平成24年4月から児童福祉法に根拠規定が一本化され、障害種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援と障がい児入所支援に一元化されました。また、平成30年度のサービス改定により、居宅訪問型児童発達支援と、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が制度化されます。

障がい児入所施設に入所中の、他の施設への移行が困難な18歳以上の障害のある人については、その施設に入所のまま障害者総合支援法の障がい者施策により対応しています。各サービスの内容は以下のとおりです。

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

身近な地域で支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障害のある子どもの家族を対象とした支援や、障害のある子どもを預かる保育所等の施設の援助等にも対応します。

医療型児童発達支援は、上肢、下肢又は体幹の機能障害がある子どもに対して、医療型児童発達支援センター（*P102参照）等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

見込量の考え方	利用実績から、伸び率を勘案し設定しています。					
見込量の確保方策	既存の主な事業者の機能強化を図りながら、他事業者の取組を促します。					
区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度	2020年度
利用人数 (人/月)	279	313	346	380	410	440
利用日数 (人日/月)	295	331	367	400	430	470

② 放課後等デイサービス

小・中学校及び高等学校等に在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

見込量の考え方	適切な利用を啓発した上での見込量を設定しています。					
見込量の確保方策	既存の事業者の支援の質の向上を図り、適切なサービスの提供に向けた取組みを強化します。					
区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	2015 年度 平成 27 年度	2016 年度 平成 28 年度	2017 年度 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数 (人/月)	408	501	573	550	550	550
利用日数 (人日/月)	2,445	3,007	3,439	3,300	3,300	3,300

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある子ども、又は今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、その保育所等を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、そのスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

見込量の考え方	利用実績から、伸び率を勘案し設定しています。					
見込量の確保方策	新規事業所の開設を推進します。					
区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	2015 年度 平成 27 年度	2016 年度 平成 28 年度	2017 年度 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数 (人/月)	3	8	25	30	40	45
利用日数 (人日/月)	9	24	75	90	120	135

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の支援を実施します。

見込量の考え方	新規事業のため、在宅の重症心身障がい児数から暫定的な数値を設定しています。					
見込量の確保方策	新規事業所の開設を推進します。					
区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	2015 年度 平成 27 年度	2016 年度 平成 28 年度	2017 年度 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数 (人/月)	—	—	—	2	3	4
利用日数 (人日/月)	—	—	—	4	6	8

(2) 障がい児入所支援

① 福祉型児童入所施設

障がい児入所施設に入所等をする障害のある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービスです。

入所の決定等については、児童相談所が専門的な判断を行っています。

② 医療型児童入所施設

障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービスです。

入所の決定等については、児童相談所が専門的な判断を行っています。

(3) 障がい児相談支援

自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント（*P104参照）によりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する障害のある子どもに対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障害のある子どもの居宅介護等の居宅サービスについては、児童福祉法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなりますが、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

見込量の考え方	児童発達支援の伸びから、伸び率を勘案し設定しています。					
見込量の確保方策	既存の主な事業者の機能強化を図りながら、他事業者の取組を促します。					
区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	2015 年度 平成 27 年度	2016 年度 平成 28 年度	2017 年度 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数 (人/月)	65	135	189	240	300	350

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

NICU（*P103参照）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう（*P102参照）等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童が地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、コーディネーターを配置する事業です。

見込量の考え方	新規事業のため、暫定的な数値を設定しています。					
見込量の確保方策	設置を推進します。					
区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	2015 年度 平成 27 年度	2016 年度 平成 28 年度	2017 年度 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
設置数 (人)	—	—	—	2	3	4